



7月を振り返って

7月には個人面接強化月間と位置付けて8日から31日まで、個人面接に特化して演習を行いました。特に最終の30日、31日は元都立高校の校長で、採用面接官経験者のお二人の講師をお招きして、元中学校校長の私と3人体制で本番と全く同じ形式で「リアル面接」を設定しました。以前にこの通信の記事でも取り上げていますが、面接は「試験」ではなく「選考」なので、面接官に好印象を与えることが何より大切です。この人は人間的に魅力的だ……この人だったら同じ学校で一緒に仕事をしてみたい……この人だったら子どもたちにきっといい影響を与えてくれるだろう……面接はたった30分程度の短い時間ですが、初対面の面接官にそんな印象が残れば、選考通過は間違いありません。

まず「スキル」については、① 聞かれた内容について端的に短く返答する。② 相手の目を見て話す。③ 最後は言い切る。④ 礼に始まり、礼に終わる。等の基本的な態度が求められます。（この辺りは演習で徹底的に鍛えられたことと思います）しかし私がこの演習を通して皆さんに訴えてきたことは、スキル以上に大切な資質が「マインド」だということです。① なぜ教師になりたいのか。② 教師になったらどのような子どもを育てたいのか。③ そのためにあなたは何かできるのか。④ あなたの指導を受けることで子ども達にはどのようなメリットがあるのか。⑤ 理想の生徒像はどのようなものなのか。⑥ チームの一員としてどのように成果を上げていくのか。⑦ あなたを採用することで学校にはどのようなメリットがあるのか……このような面接官の問いかけに対し、自分の言葉で明確に「語る」必要があります。そこには他の誰にも無いあなただけのストーリーが必要です。今こそ自分の人生を振り返り、キャリアを棚卸しましょう。あなたにしか語れないストーリーを語ってください。

8月の予定

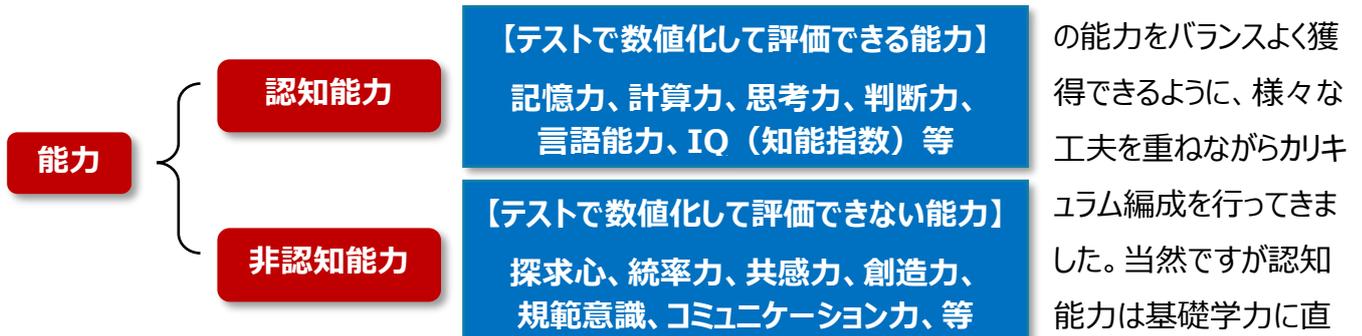
8月は二次選考の時期です。神奈川県など早い自治体では、8月5日から二次選考が始まります。別途お渡しした直前に取り組んでおくべき内容をもう一度思い出し、平常心で選考に臨みましょう。大丈夫です。皆さんは他の誰よりも準備をしてきたのです。あとは準備した内容をしっかりとアウトプットするだけです。ぜひ自信をもって面接選考に臨んでください。

選考が終わった後、記憶が鮮明なうちに取り組んでほしいことが3点あります。それは、① 選考受験者アンケート、② 復元論文の作成、③ 面接復元、です。特に②と③は来年度以降の受験生にとって、大変参考になる資料です。自分が書いた論文、自分が受けた面接の一問一答をよく思い出して復元させてください。完成次第教職課程センター宛に提出をお願いします。



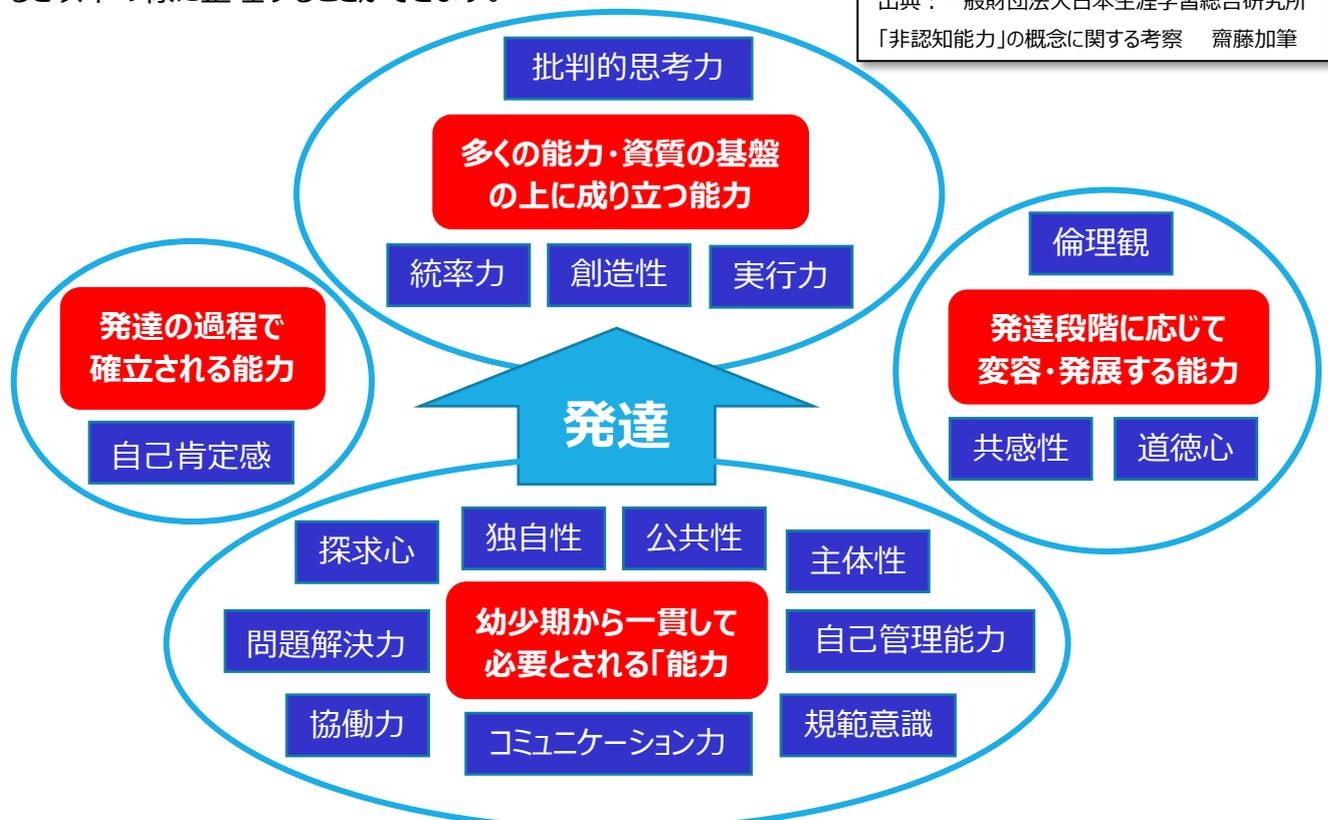
知っておきたい！【非認知能力】の大切さ ②

今月は前号で取り上げた「認知能力」と「非認知能力」について詳しく解説していきます。まず両者の違いを明確にしておきましょう。図で示したように、両者の違いはテスト等で点数化して評価出来るか、出来ないか、という点です。従来から学校教育では、子ども達が両方



結するものなので、教科の学習を通して指導しています。一般的には学校での指導といえばこの「認知能力」の指導と考えられているかもしれませんが。（※IQ は生来のものと考えられています）しかし実は日本の教育現場では「非認知能力」の育成にも力を入れてきたのです。非認知能力についてもう少し詳しく説明すると以下の様に整理することができます。

出典：一般財団法人日本生涯学習総合研究所
「非認知能力」の概念に関する考察 齋藤加筆



実は平成 29 年に告示された現行の学習指導要領には、初めてこの「非認知能力」の育成について触れられているのです。それ以前は漠然と「生きる力」という抽象的な言葉で表現していましたが、今回の改定で、育成を目指す資質能力が 3 つに集約されて明確化されています。

- (1) 生きて働く「知識・技能」の習得 → 「認知能力」です。
- (2) 未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成 → 「認知能力」です。
- (3) 学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養 → 「非認知能力」です。

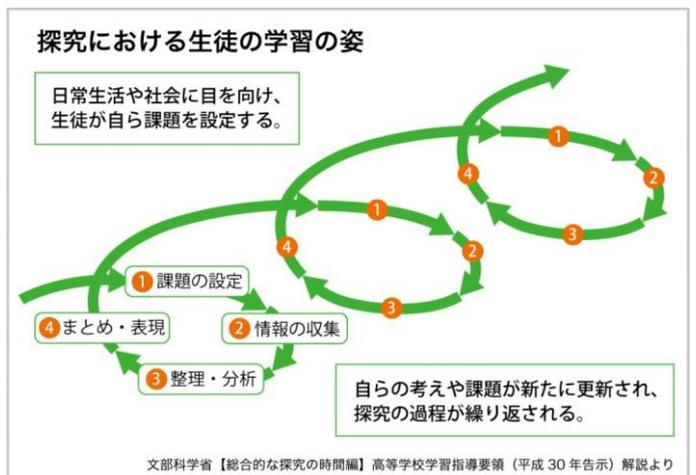
この中の「学びに向かう力・人間性等」は明らかに「非認知能力」を指していますが、抽象的な言葉なので、人間性の中身を具体的に示したのが上記の各種能力です。従来の知識偏重の指導を修正し、学校での学びを人生や社会をよりよくするために生かせる資質を育成しようという狙いが明確化されました。では学校でどのような指導をすれば、この「学びに向かう力・人間性等」（非認知能力）が育成できるのでしょうか？

非認知能力の育て方

ここで取り上げている「非認知能力」は多岐に渡るので、学校の限られた時間での取り組みとなると、必然的にどこかにスポットライトを当てて重点的に取り組むことになります。おそらく現行のカリキュラムの中で、一番取り組みやすいのが、中学校では「総合的な学習の時間」であり、高等学校では「総合的な探求の時間」ではないでしょうか。総合の時間を活用することで、教科の縛りを受けることなく、非認知能力の育成に欠かすことができない「探究活動」に取り組ませることが可能になります。

探究活動の進め方

探究活動とは、生徒自身に自主的に研究対象の課題を見つけさせ、問題解決を行わせる活動です。社会課題などに目を向けて目標を設定し、調査する習慣を身に付ける中で、自らの将来のキャリア設計などを含めて考えていく授業設計にすることができます。そういった活動を通して自分の進路やキャリアプラン、仕事のイメージなどを考えることができる取り組みです。課題を自分事として考えさせることで、主体性の育成が期待できます。



探求活動を始める際には「課題設定」が必要となりますが、「課題設定」はできるだけ生徒にとって身近な課題の方が、取り組みやすいと考えられます。そのためできるだけ旬な話題や、生徒が社会に出た時に実際に体験することになるテーマを選ぶといいと思います。まずは「興味・関心」からスタートすると良いでしょう。教員がテーマの候補をいくつか提供して、生徒にテーマを選ばせて、同じテーマを選んだ生徒同士でグループを作って取り組ませることもできます。ここでは例として『18歳選挙権と若者の投票率』を取り上げてみます。

課題：選挙権が20歳から18歳に引き下げられました。しかし、10代20代の若者の投票率が相対的に低いことが指摘されています。あなたは10代20代の若者の投票率が低いのはなぜだと思いますか？ また若い世代の投票率を上げるためには、どのような対策が有効だと考えますか？

- 班を作り、班の中で共通の課題意識を話し合って課題を共有する。
- 課題の背景（なぜ選挙権年齢が引き下げられたのか）課題の概要（若年層の投票率の推移）を調査し、データを集めさせる。
- 課題を解決するための方法について様々な角度から考察させる。（若年層の事情、制度の不備、候補者側の事情、情報伝達の在り方、選挙運動と若年層の行動、等）
- 調査・考察の結果を、クラス全員にわかりやすく伝えるためのまとめ方を考えさせる。
- まとめた内容を、全員に発表させる。（プレゼンテーション）

このような一連の取り組みを行う中で、「協働力」「探求心」「問題解決力」「批判的思考力」「主体性」「コミュニケーション力」「自己肯定感」等の非認知能力を育成することが可能になります。

近年、特に都市部では核家族化が進み、地域

コミュニティが機能しなくなっている地域も増えています。一方で地域住民の中には、地域で育った子どもたちが、将来地域に残り、地域の発展のために貢献してほしいという願いがあります。特に公立学校においては、登下校時の見守りや学校行事への参加など、子どもの安全を確保したり、子どもとの交流を図ったり、更には、地域の人材を授業に活用したり、地域住民に積極的に学校の教育活動に参加してもらうことで、地域全体で子どもたちを育てていく必要性が高まっています。

教師は定期的に異動し、地域を離れるのですが、子ども達は地域に残るので、在学中に地域とのかかわりを意識させることは大切です。そのためには教師も地域の活動には積極的に参加し、地域とともに子どもたちを育てていく、という意識を持つ事が重要です。また、公立学校は地域立学校でもあります。当然学校も地域の一員です。学校やそこで働く教師は地域の住民の皆さんからいつも見られていることを忘れないでください。教師の何気ない言動により、学校への信頼を損ねる場合があることを、心に留めておきましょう。

地域で活動している主な団体

➤ 町会・自治会

地域での生活をより快適にし、お互いに助け合うために自主的・自発的に活動しています。防災訓練・美化活動・祭礼、等の行事を企画し、地域住民の交流と親睦の機会を提供しています。

➤ 地域センター

自治体が設置します。市区町村内各ブロックに1つの地域センターがあり、地域行事や町会の行事、防災訓練や祭礼等の、住民サービスの窓口となります。

➤ 消防団

防災啓蒙活動、救急蘇生法講習会、消火訓練、地域防災訓練等でお世話になります。

➤ 民生児童委員・主任児童委員

地域の住民のために、社会奉仕の精神をもち、住民の立場で相談に応じ、必要な援助を行っています。家庭内でのことや、子どもが生活していく上で困っていることなどの相談にのってくれ、保護者に積極的にかかわってくれます。

➤ 保護司

非行問題に関する豊富な知識、処遇体験をもっており、学校と連携のもと、子どもの非行防止を目的とした様々な地域の活動を行っています。問題を抱えた子どもへの指導方法について、教員と個別協議を行うこともあります。

➤ 家庭裁判所調査官

非行を犯したとされる少年とその保護者に会って事情を聴くなどして、少年が非行に至った動機、原因、生育歴、性格、生活環境などの調査を行います。必要に応じ少年の資質や性格傾向を把握するために心理テストも実施します。学校、児童相談所、保護観察所、少年鑑別所、などの関係機関と連携を図りながら、少年が立ち直るために必要な方策を検討します。

